開業したならば、病気やケガによる休診・火事や洪水、そして震災などで、万一休診となっても、クリニックの家賃やスタッフの給与や開業資金の返済などが払えるように準備しておくことが重要です。しかし、生命保険や節税のはなしは、嫌というほど聞かされても、診療報酬の補償を誰からも案内されていない先生がいるようです。医院経営のリスクマネジメント現状を確認しておくことが必要ではないでしょうか？

開業医にとってもっとも重要な GLTDをご存じですか？

「事故や脳血管疾患などで仕事ができなくなってしまったら……？」開業医なら、こんな不安を一度は感じたことがあるのではないでしょうか。万一働けなくなっても、家族の生活を護ることができるのが、GLTD（団体長期障害所得補償保険）です。

しかし、加入方法を間違えると、まったく役に立たないものに

病気や事故で長期の就業不能になってしまうと、死亡した場合よりも経済的には困窮してしまいます。死亡してしまった場合には、残された家族には生命保険が支払われ、住宅ローンは返済不要となり、遺族年金も支給されます。配偶者が仕事をすれば、収入を得ることもできるでしょう。
しかし、半身麻痺などの後遺障害となってしまったら、生命保険は支払われず、住宅ローンも免除されず、障害者年金も支給要件は厳しく、配偶者も看病や介護のために働きに出ることもままなりません。
開業医の社会保障制度を考えると、就業不能状態が長期間続くことが最大のリスクといえます。長期間の就業不能のリスクに備えておかなければ、万一の場合、家族の生活を守ることはできません。

医療技術の進歩で、闘病期間が長期化するなかで闘病中の生活を支える収入を確保するためには・・・

知っておいていただきたいGLTDの「ほんとう」の加入方法を！

**もっとも重要な保障なのに、丁寧な説明を受けたこともなく未加入の先生が多いのです。また、郵送での案内などで加入していたとしても、免責365日のプランでは、まったく役に立たないことになってしまうかも知れないのです。
すぐに加入の有無・契約内容をご確認ください。**

病状が進行して、全く働けない状況が1年以上続かなければ給付を受けられない契約内容では、闘病生活を支えることはできません。

私たちは開業医の方のコンサルティングの専門家集団として、だれからも案内されていない本当に必要な備えを提案させていただきます。
開業医の先生が、あんしんして診療ができるように独自のノウハウをご提供させていただきます。

洪水や大地震などの被害に遭う前に！

地震や洪水被害で休診を強いられても診療報酬は補償されていますか？

近年、日本において多発している局地的な集中豪雨や洪水被害。雷雨による医療機器の破損、竜巻、やクルマの飛び込み、そして巨大地震で休診を余儀なくされてしまったら・・・スタッフの給与・医療機器のリース料・ローンの返済・家族の生活費、そして教育費は？・・運転資金や預貯金で賄うことには無理があります。

あんしんの医院経営

ドクター専門のFPによる
医院経営のリスクマネジメントの現状を再確認

総合診断出張サービス！

【サービスの概要】
①診断サービスのお申込み ▶ ②面談日時のご相談
③クリニックへ訪問　またはWEB面談
※料金：無料（2022. 2月末お申込みまで）

医療法人の設立および医療法人設立後の総合診断も承ります

松木 祐司
CFP®・1級FP技能士

・出演
テレビ東京「お金の達人」　ＴＢＳラジオ「生島ヒロシのおはよう一直線」

・寄稿、取材協力
THE医院開業「お金の話し」アポロニア２１「医院経営のリスクマネジメント」
日本歯科新聞「妙薬・効薬・特効薬」
ドクターズキャリアマガジン　クリニックマガジン　企業実務　日経おとなのＯＦＦ　週刊東洋経済　週刊エコノミスト
週刊ダイヤモンド　日経トレンディ　プレジデント　他